

2026年9月1日

お客様各位

お借入れ完済に伴う融資契約書類のお取扱いの変更について

米沢信用金庫（理事長 加藤秀明）では、これまでお客様のご返済によって契約が終了した融資契約書類（金銭消費貸借契約証書等）につきまして、一律にご返却してまいりましたが、お客様の情報保護の観点から、2026年10月1日以降に契約が終了（完済）となる融資契約書類につきましては、当金庫にて責任をもって廃棄させていただく取扱いに変更いたします。

なお、契約が終了となりました融資取引において、不動産等の担保を差し入れていただいていた場合は、従来通りお取引店舗からご連絡させていただきますので、所定の手続きにご協力をお願いいたします。

また、完済された契約書の返却をご希望されるお客様は、お手数ですが、所定の期間内（契約終了後1年以内）に取扱店舗にお申し出いただけますようお願い申し上げます。

当金庫では、地域密着型金融の持続的な取り組みを行い、お客さまのニーズにお応えできる金融商品・サービスの提供により、地域経済の活性化に努めてまいります。

以 上



いつも一緒に あなたのそばに

しんきん

米沢信用金庫

◆ 本件に関するお問い合わせ先 ◆

担当：融資部 武田 電話：0238-22-3433

〒992-0031 山形県米沢市大町5丁目4番27号

FAX: 0238-22-3588 E-mail: shinsa@yonezawa.shinkin.jp